


MID-NET利活用者向け基本情報： MID-NETにおける標準化処理

 ご利用前に必ずお読みください。

■公表の目的

MID-NET利活用者向け基本情報は、MID-NETの利活用の検討や適切な利活用の促進のために、MID-NETの仕様、利用可能な情報及びデータの特性等の基本的な情報を示すものです。

本情報は上記の利活用に関する目的での利用を前提に、MID-NET協力医療機関の協力を得て提示するものです。以下の公表の目的及び留意事項を確認し、遵守事項に同意の上でご利用ください。

■遵守事項

○MID-NETの上記の利活用に関する目的以外での利用、他の資料への転載、販売、頒布を行わないこと。

■留意事項

○MID-NET協力医療機関への直接のお問い合わせはできません。

○公表内容について、PMDAでは個別の問合せに回答しておりませんので、あらかじめご了承ください。

MID-NET利活用者向け基本情報： MID-NETにおける標準化処理

- MID-NETにおけるデータ標準化（各種マッピング）の概要と、統合データソース（統合DS）等より作成の標準コードマスター一覧について示します。

※前回から変更・追記した箇所を下線でお示ししています。

MID-NETにおけるデータ標準化の概要

MID-NETにおけるデータ標準化：

各協力医療機関が有する医療情報の統合解析を目的として、臨床実態を損なわないように、規格や仕様を統一・単純化すること

標準化ストレージサーバに蓄積されたデータに対して「標準化」を実施している（下図参照）

- ▶ 標準化ストレージサーバから統合データソース（統合DS）に移行されたデータに対して、統合DS用マッピング表にてMID-NETマスタ由来の各種標準コードを付与する等のデータ変換を実施



病院にて整備

SS-MIX2用マッピング表

HISから標準化ストレージサーバへのデータ移行時に、ローカルコードに対しSS-MIX2に規定された標準コードを対応させた表

PMDAにて整備

統合DS用マッピング表

標準化ストレージサーバから統合DSへのデータ取込時に、ローカルコードに対しMID-NETマスタに掲載された標準コードを対応させた表

【統合DS用マッピング表の種類】

傷病名・医薬品・用法・検体検査・菌名・細菌検査・診療科

MID-NETマスタ

外部機関が管理している標準マスタや分類表をもとに、PMDAにて過去の標準マスタとの統合等一定の処理を行った、統合DS用マッピング表で採用する標準コードや標準名称をまとめた一覧

PMDAにて作成

標準コードマスタ

MID-NETマスタをもとに、統合DSで生成されるマスタ等のMID-NETで抽出条件及び出力条件に利用可能な標準コードや標準名称をまとめた一覧

統合データソース（統合DS）で生成される標準コードマスター一覧

標準コードマスタの名称	参照元	マスタ等参照元の管理者
標準コードマスタ（病名（基本））	ICD10対応標準病名マスター	一般財団法人医療情報システム開発センター
標準コードマスタ（臨床検査）	臨床検査マスター	一般財団法人医療情報システム開発センター
標準コードマスタ（レセプト医科診療）	医科診療行為マスター （レセプト電算処理システム）	社会保険診療報酬支払基金
標準コードマスタ（レセプト医薬品）	医薬品マスター （レセプト電算処理システム）	社会保険診療報酬支払基金
標準コードマスタ（レセプト特定器材）	特定器材マスター （レセプト電算処理システム）	社会保険診療報酬支払基金
標準コードマスタ（その他（ICD10-2003））	ICD-10（2003年版）準拠 基本分類表	厚生労働省
標準コードマスタ（その他（ICD10-2013））	ICD-10（2013年版）準拠 基本分類表	厚生労働省
標準コードマスタ（その他（YJ階層））	日本標準商品分類	総務省
標準コードマスタ（用法コード）	処方・注射オーダ標準用法規格	一般社団法人日本医療情報学会
標準コードマスタ（細菌検査_菌名）	JANIS提出データ作成資料 菌名コード（検査部門用）コード表	厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業
標準コードマスタ（YJ-HOT（抽出条件））	医薬品情報データ	一般財団法人日本医薬情報センター
標準コードマスタ（HOT-YJ（抽出条件））	医薬品情報データ	一般財団法人日本医薬情報センター
参考マスタ（レセ電-YJ（抽出条件））	医薬品情報データ 医薬品マスター （レセプト電算処理システム）	一般財団法人日本医薬情報センター 社会保険診療報酬支払基金
参考マスタ（JAPICATC）	医薬品情報データ	一般財団法人日本医薬情報センター

- 標準コードマスタは、外部機関で管理しているマスタ等を利用し、PMDAの責任の下、PMDAで編集・加工・処理し、作成しています。
- 標準コードマスタで参照するマスタの一部は外部機関より購入等しているものですので、標準コードマスタの第三者への開示・提供を制限しています。ただし、MID-NETの利活用を予定している者に限り、PMDA MID-NETオンサイトセンターでの閲覧が可能です。また、利活用に必要な情報に限定して持ち帰ることが可能です。
- 標準コードマスタの閲覧をご希望の場合は、「MID-NETの利活用に係る申出等の事務処理手続きの取扱いについて」（平成30年4月1日薬機レギ長発 第0401001号 独立行政法人医薬品医療機器総合機構レギュラトリーサイエンスセンター長通知）に基づき、まずは詳細情報提供等依頼を行ってください。